

戸田都市計画生産緑地地区の変更（戸田市決定）

都市計画生産緑地地区中第37号生産緑地地区を変更（廃止）する。

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更（廃止）するものである。

総 括 図

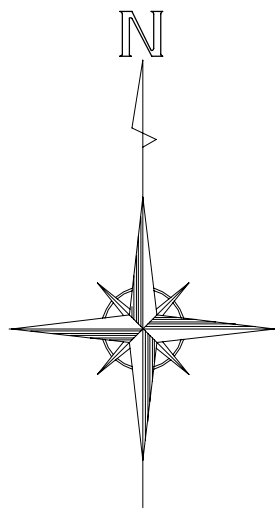
1	2	3	
4	5	6	7
8	9	10	1 1

凡 例				
区域区分		都市計画区域（市行政区域）		
		市 街 化 区 域		
地域地区等	種 別	建築率 %	容積率 %	高度地区 (建築物の高さの 最高限度 (m))
	第一種中高層住居専用地域	60	200	第1種 (25)
	第二種中高層住居専用地域	60	200	第1種 (25)
	第一種住居地域	60	200	第1種 (25)
	第二種住居地域	60	200	第1種 (25)
	準住居地域	60	200	第1種 (25)
	近隣商業地域	80	300	第3種 (35)
	商業地域	80	200	第2種 (30)
	商業地域	80	400	第4種 (45)
	準工業地域	60	200	第2種 (30)
	工業地域	60	200	第2種 (30)
	高度地区適用除外区域 ※			
	高度利用地区			
	防火地域			
	準防火地域			
	首都圏近郊緑地保全区域（市内）			
都市施設		都市計画道路		
		都市計画公園・緑地		
地区計画		その他の都市計画施設		
		地区計画区域		

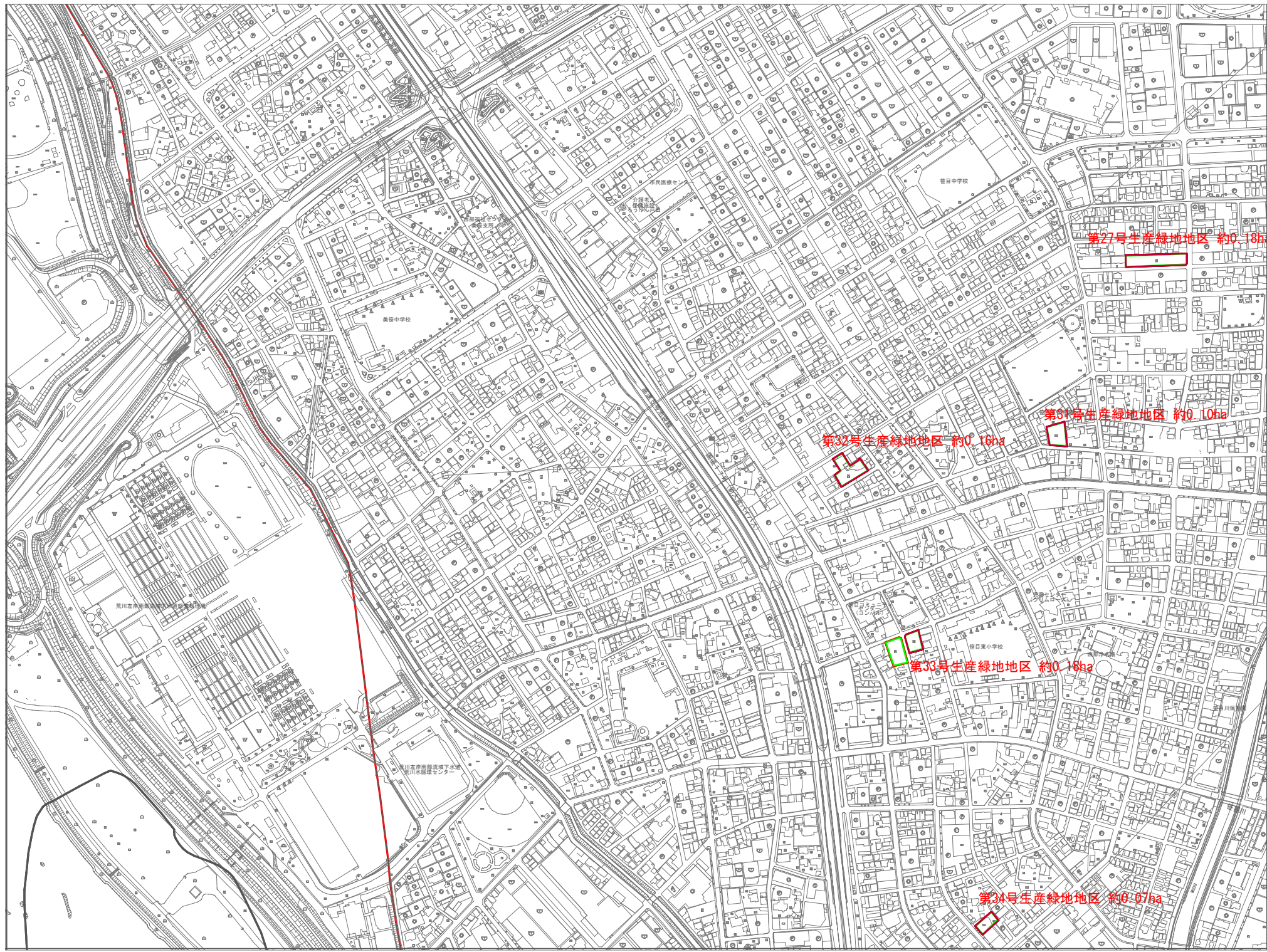


1 : 10,000

計 画 図



1	2	3
4	5	6
8	9	10



凡	例
生産緑地地区	

1 : 2, 500



理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、戸田都市計画生産緑地地区の変更（廃止）についての理由を示したものです。

【戸田都市計画における位置等】

今回変更する第37号生産緑地地区は、J R埼京線戸田駅から東へ約1.7km、第一種中高層住居専用地域内に位置しております。

【変更（廃止）の必要性】

生産緑地地区の主たる農業従事者が死亡したことによる市への買取り申出及び他の農業従事者へのあっせんがともに不調であったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区を変更（廃止）するものです。

【変更（廃止）の内容】

変 更 前		変 更 後		内 容
名 称	面 積	名 称	面 積	
第37号 生産緑地地区	約0.08 ha	—	—	行為制限の解除により地区を変更（廃止）する。

【関連する都市計画】

特になし

【上位計画での位置付け】

特になし